

## ○石川県警察職員生活相談実施要綱の制定について

平成28年3月25日厚甲達第3号

石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成25年8月6日付け厚甲達第1号「石川県警察職員生活相談実施要綱の制定について（通達）」

石川県警察における職員の生活相談制度については、対号により実施してきたところであるが、職員が抱える不安や悩みの解決に向け、より実情に合わせたサポートが実施できるよう必要な見直しを行い、この度、別添のとおり「石川県警察職員生活相談実施要綱」を定め、平成28年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

### 別添

#### 石川県警察職員生活相談実施要綱

##### 第1 目的

この要綱は、警察職員（以下「職員」という。）及びその家族（以下「職員等」という。）の不安や悩みを解決して、生活の安定の確保と健全化を図り、もって職員が安心して職務に専念することができるよう職員等に対する生活相談を実施する場合の指針を定めることを目的とする。

##### 第2 生活相談の意義

生活相談とは、職員等の経済問題、家庭問題、健康問題その他公私にわたる問題に係る相談に対し、相互扶助と友愛の精神に立脚して、適切な助言、あっせん等を行うことをいう。

##### 第3 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 生活相談室 職員等からの生活相談に関する事務を処理するため設置する室をいう。
- 2 生活相談室長 生活相談全般に関する事務を統括する責任者をいう。
- 3 総括生活相談員 生活相談全般に関する事務及び生活相談員等の連絡調整をする者をいう。
- 4 生活相談員等
  - (1) 生活相談指導員 生活相談に関する指導等を行う職員をいう。
  - (2) 生活相談責任者 所属内における生活相談員の責任者をいう。
  - (3) 生活相談員 生活相談に従事する職員をいう。
  - (4) 部外相談員 職員以外の者であって、生活相談に従事する者をいう。

- 5 相談者 生活相談員又は部外相談員に対して生活相談を申し出た職員等をいう。

#### 第4 生活相談室

- 1 警務部厚生課に生活相談室を設置し、生活相談室長、総括生活相談員及び生活相談指導員をもって構成するものとする。
- 2 生活相談室は、生活相談に関する指導等を行うとともに、生活相談全般に関する事務を処理する。

#### 第5 生活相談室長及び総括生活相談員

- 1 生活相談室長は、警務部厚生課長の職にある者とする。
- 2 総括生活相談員は、警務部厚生課次席の職にある者とする。

#### 第6 生活相談指導員

生活相談指導員は、職制や福利厚生制度に専門的知識を有する次に掲げる者の中から生活相談室長が指名するものとする。

- (1) 厚生課の福利厚生及び健康対策を担当する課長補佐の職にある者
- (2) 厚生課健康管理室の保健師及び看護師の職にある者
- (3) その他生活相談室長が適任と認める者

#### 第7 生活相談責任者

- 1 所属に生活相談責任者を置き、所属の生活相談員の中から、所属長が指名するものとする。
- 2 生活相談責任者は、所属における生活相談活動を総括する。

#### 第8 生活相談員

- 1 生活相談員は、所属長が指名するものとする。
- 2 生活相談員の指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、真に生活相談員にふさわしい者を充てるものとする。
- 3 生活相談員の指名に当たっては、男性、女性共に必要な人数の生活相談員が確保されるよう配慮するものとする。
- 4 所属長は、生活相談員を指名又は解除したときは速やかに、生活相談員指名（解除）報告書（別記様式）により、警務部長に報告するものとする。

#### 第9 部外相談員

生活相談のうち、医療、法律、税務等の専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項に対処するため、これらの知識・経験を有する部外の者を部外相談員として委嘱するものとする。

#### 第10 生活相談の実施場所

生活相談を実施する場所は、相談者が周囲の目を気にすることなく生活相談をすることができるような場所を選定し、必要に応じ、警察施設以外の場所を利用することができるものとする。

#### 第11 生活相談の申出

生活相談は、生活相談室、生活相談員又は部外相談員のいずれに対しても、口頭、

電話、文書等により、申し出ることができる。

## 第12 生活相談員の責務

- 1 生活相談員は、相談に真摯に対応すること。
- 2 生活相談員は、助言者に徹し、相談者自身が問題を自力で解決するよう働きかけるものとする。
- 3 生活相談員は、在任中と否とを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を他人に漏らしてはならない。
- 4 生活相談員は、相談者の同意がある場合を除き、直接相談者の上司に連絡しないものとする。ただし、生活相談の過程で職員に不健全な生活態度が見られるなど、当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に当該生活相談の内容を申告するよう説得しなければならない。
- 5 生活相談員は、生活相談の内容が専門的かつ高度に技術的な知識・経験を要する事項であるなどのため、受理した生活相談に対し適切に対応することができない場合には、相談者の同意を得た上で、部外相談員、福利厚生を担当者等に適切に取り次ぐよう努めるものとする。
- 6 生活相談員は、相談内容に、刑罰法令に違反する行為に関する事、相談者の生命身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講じなければならない。

## 第13 生活相談室長の責務

- 1 生活相談室長は、全ての職員が生活相談制度の趣旨を正しく理解することによって生活相談制度が効果的に活用されるよう周知徹底を図るとともに、生活相談制度の運用状況を定期的に把握し、その適正かつ円滑な推進を図らなければならない。
- 2 生活相談室長は、生活相談員の資質の向上及び円滑な運営を図るため、適時、研修を開催するものとする。
- 3 生活相談室長は、生活相談員を積極的に賞揚するものとする。

## 第14 所属長の責務

- 1 所属長は、生活相談の重要性を認識し、生活相談制度の趣旨、生活相談員の連絡先、生活相談の利用方法等を所属職員に周知するものとする。
- 2 所属長は、生活相談業務の効果的な推進を図るため、生活相談員に指定されている者の勤務体制について配慮するものとする。

## 第15 生活相談制度運用上の留意事項

- 1 不利益な取扱いの禁止  
相談者が生活相談を申し出たことを理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いはしないものとする。
- 2 秘密の保持  
相談者の秘密の保持については、万全を期すものとする。

## 第16 記録

生活相談に関する記録をする場合は、相談者の同意を得た場合を除き、相談者の氏名、生活相談内容等相談者を特定する事項については記録してはならない。

#### 第17 生活相談の報告

- 1 生活相談員等は、受理した相談の経過及び結果について、次の者に随時報告するものとする。
  - (1) 生活相談指導員 総括生活相談員
  - (2) 生活相談員 生活相談責任者
- 2 報告を受けた生活相談責任者は、所属における生活相談の処理状況を把握しなければならない。

#### 第18 守秘義務

生活相談制度に関わる職員は、在任中と否とを問わず、生活相談に関して知り得た個人情報に当たる事項を他人に漏らしてはならない。

#### 第19 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別記様式 略)